平成２６年（フ）第２１４号
兵庫県西宮市南甲子園２丁目３番22号
債務者　新野　亘周
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　志帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目７番17―1011号、前住所堺市美原区多治井232番地239　庄司方
債務者　曽我　優子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深堀　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３３号
札幌市厚別区厚別北１条３丁目２番６号
債務者　佐々木雅広
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　晃広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３号
長崎県大村市西三城町９番地２　井手アパート４号、前住所長崎県大村市東三城町９番地２　ツルパレス大村604
債務者　森下　文子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小橋　弘房
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第９０５号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目５番１―202号
債務者　相沢　和利
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　知里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
神奈川県鎌倉市岩瀬310番地　藤和鎌倉岩瀬ホームズ806号
債務者　泉　　玲子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　押田　美緒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９号
岐阜県可児市瀬田1203番地２
債務者　ラシックことスローライフこと　奥村　博
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第４９５号
愛知県あま市甚目寺大渕８番地１、住民票上の住所愛知県あま市本郷郷前26番地３
債務者　水野　守人
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３５９号
神奈川県鎌倉市常盤34番地15
債務者　長澤　憲吾
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　杏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３６０号
神奈川県鎌倉市常盤34番地15
債務者　長澤登美子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　杏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８００号
横浜市中区錦町16番地１　横浜マリンハイツ１号棟409号室
債務者　深山　勝己
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　真美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７３号
横浜市神奈川区栄町17番地４　コーポレートヨコハマポートサイド705号
債務者　下原　一也
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　會田　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８６号
さいたま市西区プラザ38番９号
債務者　浅海　義彦
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３７号
北海道登別市常盤町３丁目26番地１　緑ケ丘団地323
債務者　下屋敷麻美（旧姓瀬谷）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
福島市野田町３丁目２番44号
債務者　岡崎　ミサ
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1522番地11
債務者　嶋田久美子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部